

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人 村山苑

村山苑の基本理念

社会福祉法人村山苑の基本理念は、村山苑が福祉サービスを必要とするすべての人々に、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢および心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことの出来る福祉サービスを提供することである。

この理念の根底にあるものは人間愛であり、それに基づく社会的公正と人権擁護の実現を目指し、必要とする者に必要な福祉サービスを提供し、共に生きてゆこうとする志である。

目 次

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| I | 令和8年度事業計画 | 1～ |
| | 運営施設（事業）一覧 | 5～ |
| II | 事業経営 | 8～ |
| | 1 介護保険事業 | 8～ |
| | (1) ハトホーム | 8～ |
| | (2) 第2ハトホーム | 9～ |
| | (3) ほんちょうケアセンター | 11～ |
| | 2 生活保護施設事業 | 15～ |
| | (1) 村山荘 | 16～ |
| | (2) さつき荘 | 19～ |
| | (3) むらやまえん生活相談所 | 22～ |
| | 3 保育事業 | 22～ |
| | (1) つぼみ保育園 | 23～ |
| | (2) ふじみ保育園 | 26～ |
| | (3) ほんちょう保育園 | 28～ |
| | (4) ひよし保育園 | 32～ |
| | 4 障害福祉サービス事業 | 34～ |
| | (1) 福祉事業センター | 35～ |
| | 5 生活困窮者就労訓練事業 | 41～ |
| III | 法人共通事項 | 42～ |
| | 1 サービスの質の向上への取り組み | 42～ |
| | 2 福祉サービス第三者評価の受審 | 42～ |
| | 3 地域への取り組み | 42～ |
| | 4 職員研修及び福利厚生 | 44～ |
| | 5 情報公開（HP・広報誌） | 45～ |
| | 6 主な施設行事等予定 | 46～ |
| | 社会福祉法人村山苑 倫理綱領と行動規範 | 48～ |

令和8年度 事業計画

はじめに、村山苑における経営の基本となる基本理念と、基本理念に基づく法人内各施設の基本方針、及び法人が規定する倫理綱領、行動規範の周知徹底を挙げておく。引き続き、内部管理体制の基本方針に沿って、組織管理の実効性、有効性を高め、常に社会的信頼を高め開かれた法人経営を行っていく。

第一の課題は、人材不足である。年々厳しい状況であるが、特に今年度は、保育士の新卒採用がままならず大変厳しい年度始まりとなっている。法人においては、人材確保に繋げようと広報委員会を立ち上げて4年目を迎える。動画の配信、最新のホームページの公開、学校との連携を強化しながら引き続き「村山苑を知ってもらう」取組みを継続していく。又、中途採用者についても、新任者と同様、入職してからの育成に視点を向けながら、「**人材の定着、育成**」に力を入れ、長く、継続して働ける環境作りを整備していきたい。昨年度から全ての施設において人事評価制度を導入しているが、改めてこの制度の目的「人材育成と能力の活用により、法人の成果や仕事の効率を上げるため」、「社会への説明責任を果たす。」ことを理解して頂き、働き甲斐を実感できる職場としていくことに努める。働きやすい職場とするには多様な雇用形態の検討も必要である。また、業務改善においては、生産性の向上、DX推進、業務省力、効率化等の取組みが挙げられるが、特にIT関係で、昨年より専門業者のコンサルを導入し、所有機器の保守、各種媒体の助言も含めたITサポート体制を強化し、情報の共有化、事務省力化を進めてきている。引き続き法人全体の問題点改善に向けて取り組んでいく。既に介護分野では、見守りセンサー付きベッドを導入し、新年度に向けて新たな生産性の向上、業務省力に向けた取組みを計画している。保育でも導入済みの「コドモン」の追加利用や法人で取り組んでいるGoogleWorkspaceを有効に活用するように計画している。

利用者支援における「**虐待根絶**」に向けては、各施設、法人全体で継続して取り組んでおり、昨年度も法人内研修のサービス研究研修において、各施設の実践、取組みを発表した。以前から「不適切な支援は虐待にあたる」として、率直に話し合える職場環境づくりに取り組んでいき「人格の尊厳を守る」専門職としての知識の習得と職員間の共有を引き続き徹底していく。また、サービスの質の向上委員会や第三者委員の訪問、ご家族、保護者、ボランティア等、外部の目を取り入れながら、継続して取り組んでいきたい。こうした取組みは、やりがいを持てる環境作りとも関連する。

社会福祉法人に求められている地域公益活動においては、様々な取り組みを行っているが、昨年度は法人内研修の共通テーマとして「地域貢献」を取り上げた。職員の意見を吸い上げながら新たな取り組みとして昨今取り上げられている多様な方々の「居場所づくり」に目を向け、地域から求められていることを含めニーズの把握、職員全体を巻き込みながら、法人のみならず他の事業者、地域の方や団体と協力し合いながら進めて行きたい。

施設ごとに作成している昨今の自然災害への防災や感染症等への発生時対策としての事業継続計画（BCP）を法人全体として整備したが、情報に注視しながら定期的な見直しや災害時における地域との連携、有事の際に生かせるような訓練の実施、追加の東京 DWAT への参加も合わせて検討していく。

村山苑は令和 9 年度に創立 75 周年を迎える。各施設の建物の老朽化を含めたハード面での施設整備計画についても課題である。予測される未来に村山苑が「どうあるべきか」「どうしていきたいか」という長期的な視点で、改めて施設整備計画を検討することや各種別による「未来プロジェクト」を立ち上げ、地域にとって不可欠な存在になれるよう事業継続に努めていきたい。

【基本方針】

1. 法人本部事務局

法人として、引き続き高度な公益性と非営利性を兼ね備えたガバナンスによる内部統制の整備・運用の実施や事業運営の透明性確保のための適正な財務諸表の開示を行っていく。

本部体制、業務分担を改めて見直し、引き続き各施設との情報共有含め連携強化を図り、定期的に各施設の事務担当者との連絡会、個々に面談等を行い、共通意識の浸透に努めていく。IT化については継続して進めているが、勤怠管理や給与計算、年末調整の事務処理関係を含め、より効率的な仕組みをつくり、経理、総務・人事を集約する本部業務のスリム化を進めていく。

求人活動においては各種媒体を活用しながら、広報委員会を始め、各種別、施設と連携を取りながら、就職、求人説明会に参加し、合わせて学校訪問等連携を取りながら職員確保に繋げていきたい。また、理事会の意思決定に基づき、法人全体の各事業や委員会の計画的な進行管理を行い、活発な意見交換のある施設長会議や経営会議を運営していく。

2. 介護保険事業

令和 8 年度の高齢事業では引き続き入居者・利用者の人権や尊厳を守り、虐待や不適切ケアを未然に防ぎ、質の高いサービス提供の実現のため適切な介護に向けたセルフチェックを実施すると共に介護の専門職としての知識や資質の向上の為に必要な取組を行う。また、介護現場における生産性の向上とは、職員の負担軽減とサービスの質を更に高める為のものであり、働きやすくかつ働き甲斐のある職場環境づくりの推進であることを理解し、あらためてその必要性と意義について共通認識を図る。併せて、過去の身体拘束案件を踏まえ、身体拘束とは「入居者（利用者）の行動の自由を制限する行為」という基本理解をあらためて周知徹底し改善計画に則った取組を継続する。

長期化する物価高騰等による影響を把握し、入居者・利用者の確保はもちろん利用率の向上、経費の節減に引き続き取り組む。また、運営基準や加算要件の自己点検を適切に行い介護報酬の減算や返還を未然に防ぐ。

人材確保においては第 2 ハトホームで 3 名の外国人介護人材（特定技能）の採用が決定しているが、特養 2 施設の外国人採用計画を具体的に策定し次期中期計画に反映する。

長年、「事業の継続」「収支の安定」が目の中の目標となっており、本来の目的である、「入居者・利用者の笑顔と満足」について議論されることが少なくなっている。令和 8 年度は、次期中期計画の策定と併せ、3 年～5 年後の「高齢事業の在りたい姿」について検討する。

3. 生活保護施設事業

様々な課題を抱えた方や他の専門施設で受け入れることが困難な方に対し、速やかに支援するセーフティネットの役割を担い、また地域生活移行や本人の状況に応じた他施設移管等に積極的に取り組む循環型の施設としての機能を発揮することにより、福祉サービスを必要としている方へ、必要な時に必要な支援を提供することを基本方針とする。

4. 保育事業

社会福祉法人村山苑は、保育目標を「たくましく」とし、保育所保育指針に基づき、「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場を提供する」、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行なう」「入所する子どもの保護者の支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なう」という役割を担い、倫理観に裏付け

された専門的知識、技術及び判断をもって、それぞれの園の特性を活かし、保育並びに保護者支援を行っていく。

昨今は、災害、感染症、事故等子どもたちを取り巻く環境がかなり変化してきている。子どもたちが安全、安心に過ごせるよう既存の支援体制を整備しつつ、想定されるリスク管理の徹底にも力をいれていく。

不適切保育は虐待に繋がることを認識し、園全体で防止の取り組みを継続していく。

5. 障害福祉サービス事業

障害のある方が、地域の一員としてともに生きていけるよう、その人の人格の尊厳を守り、個々の能力や可能性を見出し、その人本来の生活を送れるよう「自己実現」へ向けての支援を行っていく。

運営施設（事業）一覧

| No. | 施設名 | 業種 | 概要 |
|-----|-----------------|---|---|
| 1 | ハトホーム | 老人福祉法に基づく 特別養護老人ホーム | <p>開設日 昭和46年5月15日 (減員変更 令和1年9月1日)</p> <p>定員 92名 +併設型短期入所生活介護4名</p> <p>職員数 正規職員44名 非常勤職員24名 派遣職員7名</p> <p>土地面積 8,403.59 m² 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1棟 4,335.72 m²</p> |
| 2 | 第2ハトホーム | 介護保険法に基づく 介護老人福祉施設 | <p>開設日 令和1年9月1日 (東村山市富士見町に移転令和3年5月)</p> <p>定員 88名 +併設型短期入所生活介護8名</p> <p>職員数 正規職員33名 非常勤職員14名 派遣職員8名</p> <p>建物 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1棟 4,231.12 m²</p> |
| 3 | ほんちょう ケアセンター | <p>介護保険法に基づく 通所介護事業</p> <p>介護保険法に基づく 訪問介護事業</p> <p>介護保険法に基づく 居宅介護支援事業</p> <p>東村山市シルバーケア本 町LSA業務受託事業</p> | <p>開設日 平成23年4月1日</p> <p>定員 通所介護35名(令和3年4月1日)</p> <p>職員数 正規職員9名 非常勤職員15名 登録ヘルパー9名 LSA6名</p> <p>土地面積 2,533.13 m² 建物 鉄筋コンクリート造 2階建 1棟のうち 484.7 m²</p> |

| No. | 施設名 | 業種 | 概要 |
|-----|-----------------|-------------------------------|--|
| 4 | 村山荘 | 生活保護法に基づく 救護施設 | 開設日 定員 昭和36年6月1日 100名 +一時入所5名 居宅生活訓練事業 独自通所訪問 職員数 正規職員42名 非常勤職員16名 土地面積 建物 5,424.70㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 1棟のうち 1,734.87㎡ 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 1棟 732.76㎡ |
| 5 | さつき荘 | 生活保護法に基づく 救護施設 | 開設日 定員 昭和57年4月1日 50名 +一時入所5名 居宅生活訓練事業 職員数 正規職員29名 非常勤職員10名 土地面積 建物 2,672.95㎡ 鉄筋コンクリート・鉄骨造・陸屋根2階建 1棟 1,388.91㎡ |
| 6 | むらやまえん 生活相談所 | 社会福祉法第二条第三 項の 第二種社会福祉事業 | 開始日 職員数 平成25年12月1日 正規職員2名 |
| 7 | つぼみ保育園 | 児童福祉法に基づく 保育所 | 開設日 定員 昭和44年5月1日 195名 一時保育 職員数 正規職員33名 非常勤職員20名 派遣職員8名 土地面積 建物 3,580.44㎡ 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛 メッキ鋼板葺2階建 1棟 1,508.84㎡ 鉄筋コンクリート造コンクリート 屋根平家建 1棟 6.05㎡ |
| 8 | ふじみ保育園 | 児童福祉法に基づく 保育所 | 開設日 定員 昭和55年4月1日 100名 職員数 正規職員23名 非常勤職員14名 派遣職員1名 土地面積 建物 1,120.29㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1棟 719.04㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 1棟 10.00㎡ |

| No. | 施設名 | 業 種 | 概 要 |
|-----|----------|--|---|
| 9 | ほんちょう保育園 | 児童福祉法に基づく 保育所 | <p>開設日 平成 23 年 4 月 1 日</p> <p>定 員 100 名 一時保育 子育て広場</p> <p>職 員 数 正規職員 25 名 非常勤職員 20 名 派遣職員 4 名</p> <p>土地面積 2,533.13 m² 建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 1 棟のうち 1,228.82 m²</p> |
| 10 | ひよし保育園 | 児童福祉法に基づく 保育所 | <p>開設日 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>定 員 80 名</p> <p>職 員 数 正規職員 21 名 非常勤職員 14 名 派遣職員 3 名</p> <p>土地面積 1,183.22 m² 建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 1 棟 604.355 m² (賃 貸)</p> |
| 11 | 福祉事業センター | 障害者総合支援法に 基づく 障害福祉サービス 事業 | <p>開設日 昭和 53 年 4 月 1 日</p> <p>定 員 就労移行 15 名・就労継続 B 型 65 名 就労定着・就労選択 障害者委託訓練事業</p> <p>職 員 数 正規職員 17 名 非常勤職員 7 名</p> <p>土地面積 5,424.70 m² 建 物 鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 1 棟のうち 1,571.07 m²</p> |
| 12 | 全 事 業 所 | 認定就労訓練事業所 及び 「はたらくサポート とうきょう」事業 | <p>生活困窮者就労訓練事業</p> <p>認 定 日 平成 29 年 3 月 24 日</p> <p>事 業 所 村山荘・ハトホーム・第 2 ハトホーム・さつき荘・つぼみ保育園・ふじみ保育園・ひよし保育園 ほんちょう保育園・ほんちょうケアセンター 「はたらくサポートとうきょう」 全事業所</p> |

Ⅱ 事業経営

1 介護保険事業

【介護保険事業運営方針】

- ①中期計画に基づく事業運営を進める。
- ②稼働率目標の達成、新たな加算の取得の可能性を探るなど、収入増に向けた取り組みを強化し、安定的に収支バランスのとれた事業経営を目指す。
- ③従来型特別養護老人ホームとしての機能を強化し、低所得者への利用者負担軽減制度の活用など、セーフティネットとしての役割を果たす。
- ④村山苑高齢者グループをはじめ村山苑全施設と連携し、地域包括ケアシステムの支え手としての役割を果たしていきたい。
- ⑤福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少に対応するため、子供、障害者、高齢者等のニーズに応じた居場所の提供等、地域交流に向けた取り組みを模索する。

(1) ハトホーム 東村山市富士見町2-7-5

定員 92名 併設型短期入所4床 介護保険事業者番号 1372700060

a. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【運営方針】

- ①入居者の「その人らしさの尊重」「笑顔のある暮らし」を目指し、質の高いサービス提供をする
- ②経営基盤の強化
- ③人材の確保、育成、定着

【重点目標】

- ①入居者一人一人のQOLに視点を当てたケアの質向上への取り組み
- ②虐待と無縁な生活の場づくり
- ③サービスマナー向上への取り組み
- ④稼働率の向上のための体制整備
- ⑤次世代介護機器の有効活用、生産性向上推進

⑥研修計画に基づく研修体制の充実化

⑦地域貢献

【目標利用率】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 96.8% | 97.3% | 97.5% |

【設備整備計画】

- ・3階個室浴槽設置

b. 短期入所生活介護事業

【重点運営方針】

- ①在宅生活から施設入所が必要な困窮者の受け皿としての役割を担う
- ②安心して利用できる施設として利用者の特性に応じたサービスを提供する
- ③特養入所に関連し、稼働率アップに重点的に取り組む
- ④緊急の受け入れ要請に対し可能な限り調整を行い対応する

【重点サービス計画】

- ①ご家族や関係機関との情報共有・連絡体制の強化
- ②利用しやすい施設内の環境整備
- ③事故を防ぎ安全に生活出来るよう支援を行う
- ④健康に過ごすことを重視し疾病時には迅速に対応する
- ⑤利用者・ご家族のニーズに応じたサービスの提供

【目標利用】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|------------|------------|----------|
| 3.3人/日(4床) | 3.7人/日(4床) | 4人/日(4床) |

(2) 第2ハトホーム 東村山市富士見町2-7-5

定員88名 併設型短期入所8床

介護保険事業者番号：1374701819

a. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【運営方針】

- ① 入居者の「笑顔」と「満足」を目指し、質の高いサービスを提供する
- ② 経営基盤の強化
- ③ 地域の拠点としての役割を果たす

【重点目標】

- ① ケアの質の向上への取り組み
- ② 生産性向上の推進
- ③ 稼働率目標必達
- ④ 経費の節減
- ⑤ 働きやすい職場づくり
- ⑥ SDGsの取り組み
- ⑦ 地域貢献

【利用目標】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 97.4% | 99.3% | 98.0% |

b. 短期入所生活介護事業

【運営方針】

- ① 在宅生活を支える機能としてのサービス提供
- ② 在宅生活から施設入所が必要な方に対して、困窮者の緊急の受け皿としての役割を担う
- ③ 安心して利用できる施設として、いつでも受け入れられる環境の整備
- ④ 入所率の向上に向けた取り組み

【サービス計画】

- ① ご家族や関係機関との情報共有・連絡体制の強化
- ② 利用しやすい施設としての環境整備

- ③ 事故を防ぎ安全に生活できるよう支援する
- ④ 健康に過ごすことを重視し、疾病時には迅速に対応する
- ⑤ 利用者・ご家族のニーズに応じたサービスの提供

【利用目標】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 7.26人/日 | 8.0人/日 | 7.5人/日 |

(4) ほんちょうケアセンター 東村山本町3-43-1

【ケアセンター全事業共通】

I ほんちょうケアセンター全体での黒字化の土台を築く。

法人高齢部門の各事業と連携、共同することを通して経営基盤をより強固にすること、各加算要件をしっかりと確認し、全事業での黒字化を目指す。

II 設備整備計画

- ①照明器具のLED化計画

a. 通所介護事業・東村山市介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険事業者番号：1372701522

※定員 35名

1. 運営方針

- ①利用者が、その有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努め、利用者とのコミュニケーションを充分図りつつ、利用者が主体的に活動に参加できるように働きかける。
- ②個人の尊厳に配慮することを念頭に置き、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の選択と自己決定を尊重しながら、適切で満足していただけるサービスの提供を行う。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努め、介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険事業における利用者の確保を図っていく。

2. 重点目標

- ①ご利用者一人一人のその人らしい在宅生活を支援していくために、これまで、ほんちょうケアセンターで取り組んできた生活リハビリをご利用者に継続していただけるよう工夫を凝らし、意欲的に参加できる場を作っていく。介護保険制度に沿った、自立支援、重度化予防、口腔機能向上、認知症ケアへの取り組みを進め、ご利用者の心身状態の向上を実感できるサービスを提供する。
- ②利用率 86%（1 日平均 30 人のご利用）を目指し、特色である役割づくり、シナプソロジー、園児交流、この 3 本柱を充実させると共に、多職種で連携して個別機能訓練、ADL 維持、口腔機能向上などの個別のマネジメントによる、ご利用者の体調不良や生活状況の観察、気づきを早めに共有し、欠席率の低下と個別の加算算定で収入を安定させていく。
- ③認知機能低下予防の取組みとして、ご利用者に合わせて行えるようにシナプソロジーインストラクターを更に養成し、1 日のうちに複数回の実施や行事などで更に活用していくと同時に認知症への対応力向上のため、認知症実践者研修の受講者を増やす。更には、ご家族や地域の方々に向けて認知症に対する理解を深めていただくための活動をしていく。
- ⑤ 働き方改革に沿って職員のライフワークバランスを整えるため、ICT 化を進め、活用することで記録や業務時間を削減すると共に、ご利用者との時間を確保できるよう業務内容を見直し、やりがいを感じられる環境を整えていく。

【利用目標】

| 令和 6 年度実績 | 令和 7 年度見込み | 令和 8 年度目標 |
|-----------|------------|-----------|
| 27.8 人／日 | 26.9 人／日 | 30.0 人／日 |

b. 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

介護保険事業者番号：1372701548

【運営方針】

- ①介護支援専門員をこれまでの 3 名体制から 4 名体制に拡充し、利用者へのより質の高いサービスが提供できるよう事業所内での検討会を充実させていく。
- ②社会福祉法人村山苑が経営するほんちょうケアセンターの居宅介護支援事業は居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供する。

- ③介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその置かれた環境に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- ④事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場で提供に努める。
- ⑤事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

【重点目標】

- (1) 医療依存度の高い利用者、認知症高齢者、独居高齢者の増加を踏まえ、「必要なサービス」「必要な理由」「必要な利用回数、時間」を根拠に基づき明確化し、多職種連携による実効性の高いケアプランを作成する。
- (2) 感染症流行や災害発生時においても支援を継続できるよう、日常的な情報共有と相談体制を整備し、担当者不在時でも組織として判断・対応できる体制を維持する。
- (3) 業務の見える化を進め、支援経過や判断根拠を職員間で共有することで、属人化を防ぎ、説明責任を果たせる透明性の高いケアマネジメントを実践する。

c. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

介護保険事業者番号：1372701530

【運営方針】

- ①地域の介護保険利用者を主として、家族との同居・別居にかかわらず住み慣れた家での生活をより快適に続けて頂けるよう援助することを目標とし運営する。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③利用者からのニーズに迅速に応えるため、ヘルパー体制を強化し、サービス提供責任者によるサービスの質の管理はもとより、登録ヘルパーを含む全職員のサービス提供の質的向上を図るため、研修機会の確保をしていく。
- ④情報伝達の体制維持に努めていき、居宅介護支援事業所と密に連携を取り、利用者の気持ちに添った対応をより迅速に行うようにする。

【重点目標】

①訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

- ・自己点検、内部監査を通し、法令遵守に努める。
- ・訪問介護事業・・・利用者の要介護状態の軽減を図るとともに悪化防止に努める。

上半期は月 250 件、下半期は月 280 件を目標とする。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和型訪問サービス A を含む）

・・・利用者の生活機能を維持、向上するための支援をしていく。また、基準緩和型訪問サービス A に関しては、支援開始に必要なヘルパーの研修資料やヘルパー賃金内容等も開始準備が整ったので利用者とヘルパーを確保し支援開始に努める。

上半期は月 90 件、下半期は月 100 件を目標とする。

① 新規獲得・追加援助

- ・利用者・家族の要望（追加・変更）を柔軟に受け入れ、信頼関係を築き、介護支援専門員との連携に努め、より良い支援体制を目指して必要な支援増回に努める。
- ・朝・夕の時間帯、土曜・日曜などサービス日の拡大に対応する訪問介護職員の確保が必要なので、施設まわりに募集の掲示を定期的に交換し、訪問介護職員の口コミもお願いしていく。
- ・担い手の確保のため、常勤訪問介護員 1 名の確保と訪問介護員の増員を目指す。

② サービスの質の向上・保持

- ・昨年度に導入した訪問介護事業専用アプリ「ケアパレット」を活用して特定事業所加算Ⅱに基づいた援助を行う。
- ・サービス計画の立案と評価を行っていく。
- ・定期的なモニタリングを通じて利用者や家族へのサービスの満足度や支援の継続などの調査を実施する

d. 東村山市シルバーピア L S A（ライフサポートアドバイザー）業務委託

【運営方針】

- ①シルバーピア住宅に住む高齢者に対して、見守りサービス（安否の確認）、生活指導や相談、緊急時の対応、関係機関との連絡など、生活上の安全・安心・健康を確保しながら高齢者自らが望む生活を実現するための支援を行う。

②シルバーピアの住民及びLSA との関係を深めるため、法人主催の交流会を開催する。

【重点目標】

①関係機関との連携

- ・居住者の状態に応じた適切な支援に資するよう、介護保険制度や介護サービスの種類、介護保険制度以外の自治体福祉サービス、民間サービス等についての知識や理解を深める。
- ・居住者の日常生活を見守り、安否の確認や自立に欠ける状態を見極め、適切な支援機関につなげ、必要とされる活動やサービスへの橋渡しを行う。

②その他日常生活に必要な援助

- ・団らん室の位置づけと役割を理解し、居住者や地域の人々の参加や交流を目的とした活動プログラムを実施できるよう支援する。
- ・暮らしの情報や交流に関する情報、高齢者の安全に関する情報等に日頃から注意を払い、回覧や掲示板を利用するなど文書にして伝えていく。

2 生活保護施設事業

【救護施設運営方針】

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が令和7年4月より施行され、市区町村において地域の被保護者への支援体制等に関する検討を行う調整会議を組織できることとなった。また、救護施設の受入機能の強化を図る「救護施設受入機能体制加算」が新設されたほか、個別支援計画策定の制度化や地域移行加算の創設などを含め地域移行や地域の関係者との連携等、「地域」を意識した取り組みが求められている状況にある。

国においては「地域共生社会のあり方検討会議」が設置され、社会保障審議会福祉部会では「頼れる身寄りがいない高齢者等への対応」について新たな事業の創設（第2種社会福祉事業）を報告書に盛り込むなど、生活困窮者や生活保護制度の連携、保護施設の機能発揮により切れ目のない連続的な支援の展開に期待が寄せられている。

救護施設村山荘とさつき荘は、利用者や地域の方が抱える多様な問題への支援を柔軟に対応していけるよう、組織的な支援体制の確立や関係各所との連携強化の取り組みを継続していく。より質の高い支援計画を策定し本人及び福祉事務所ケースワーカー等関係者と共有し

ていくためには村山荘・さつき荘が緊密に連携し合い、救護部門としての一体感を高め相乗的な効果を引き出していくと共に地域の関係機関、近隣福祉事務所との連携を強化していきたい。

各種事業内容の拡充、支援内容の向上を目指していくために職員個々、職員集団のスキルアップが求められ、人材育成、人材確保が最重要課題となる。

以上のことを踏まえ、全国救護施設協議会「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」にあるように循環型セーフティネット施設としての機能を発揮するため次の運営方針を掲げる。

- ① 一時入所事業による緊急保護支援
- ② 居宅生活訓練事業による地域生活移行支援
- ③ 保護施設通所事業による居場所確保と相談支援（村山荘）
- ④ 精神保健福祉士による精神障害者への支援
- ⑤ 地域との連携による包括的相談や支援ネットワークへの参画と構築
- ⑥ 施設機能の地域への提供及び災害時における被災者等への支援体制整備
- ⑦ DV被害者や矯正施設出所者等に対する生活支援、自立支援
- ⑧ 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の取り組み
- ⑨ 総合相談事業（むらやまえん生活相談所）との連携

（１）村 山 荘 東村山市富士見町 2-7-5

定 員 100名 ・独自通所・訪問事業（定員 15名） ・居宅生活訓練事業
・一時入所事業（定員 5名）

【重点運営方針】

さつき荘と連携しつつ、利用者一人ひとりに寄り添った個別支援計画を策定し自立に向けた支援を実践していく。今年度の重点運営方針は次の４項目とする。

- （１）利用者の意向に寄り添った個別支援計画を策定し、福祉事務所やご家族と支援計画を共有し連携して取り組んでいける仕組みを整える。
- （２）循環型セーフティネットの役割りを発揮し、社会のニーズに応える"機能強化 3 事業"を継続し地域移行、就労支援を推進する。
- （３）地域との継続的なつながり作りに取り組み、利用者が多様な人と関わられるよう社会的な生活環境を提供し、地域住民としての意識を持てるように関わる。地域関係者・ネッ

トワーク・団体との信頼関係を築き、法人、救護施設の公益性を還元していけるよう努める。

(4) さつき荘との連携体制、情報共有を強化し日常的な交流を図る。

合同研修、合同イベント、地域活動の連携、リーダー層による運営の意見交換

【重点サービス計画】

(1) 利用者の個性と能力に応じた複数の日中活動を展開する

平日の日中に実施している整袋作業は活動リズムを形成するための大きな存在であり引き続きメインの支援として展開する。日中活動の主軸は製袋作業だが、日中活動「ひまわり」が精力的に実施できている。個別支援計画を通じて、個人にあった日中の過ごし方を利用者とともに考えていく。

(2) 利用者自身が自分の状態をキャッチし必要な支援を求められるようになる

健康診断結果を全員に配布し、日々感じる体調の変化や気になることを職員、かかりつけ医に相談するなど、健康管理を利用者自身が主体的に捉えられるよう支援する。

(3) 通所・訪問、居宅生活訓練、一時入所との円滑な連携

各部署との情報共有を深め、それぞれの事業と本体事業の連携体制、地域関係機関との連携を強化していく。

【施設・設備整備計画】

建て替えについて、今後、10～15年間は現在の建物を使える様、計画的に修繕していくと共に、この敷地をどのように有効活用していくかを法人全体で検討していく。

・空調設備整備（福祉所業センター側の一部 ショートステイ、通所事務所等）

a. 救護施設居宅生活訓練事業

【重点運営方針】

より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、利用者の可能性と長所を見出し、円滑な居宅生活の移行を支援する。施設機能強化推進費事業としての継続実施しながら、短期訓練にも柔軟に対応していく。

【重点サービス計画】

- ①生活実習室を活用して荘内における生活自立訓練を実施し、単身生活のイメージを具体化しながら課題を整理する。
- ② 近隣借り上げアパートを使用し、短期間の体験的アパート生活訓練を行うことで、長期訓練へ向けた目的意識の確認や目標設定につなげる。
- ③ 近隣借り上げアパートを使用し、地域における実践的な生活訓練を計画的に行いつつ、地域移行へ向けた具体的な支援や調整を行う。
- ④ 専任担当者が本体事業の各部署、各担当職員との連携を密にし、効果的なプログラムの策定やモニタリング方法などを整備しそれぞれの状況に応じて段階的に取り組んでいく。
- ⑤ 地域移行後のアフターケアを実施する。

b. 東京都保護施設一時入所事業

【重点運営方針】

一時的に居宅生活が困難になった方が利用することにより、心身の安定、生活リズムや生活環境の改善等を図り、引き続き居宅生活が継続出来るように取組む。また、社会的入院患者に施設生活を体験してもらうことにより、入院生活から施設生活へと繋げ社会的入院の減少に貢献していく。法人として取組んでいる生活困窮者支援事業において、一時入所を必要としている方への対応も行っていく。

【重点サービス計画】

- ① 安心・安全・安寧な生活の場の提供を図る。
- ② その人本来の生活パターンの回復を図る。
- ③ 地域生活への移行及び居宅生活継続に必要な情報提供、相談の実施。
- ④ 地域の社会資源や関係機関との連携を図る。
- ⑤ 迅速な受け入れ対応のための体制の整備。

(2) さ つ き 荘 東村山市富士見町 2-8-2

定員 50名 ・居宅生活訓練事業 ・一時入所事業 (定員 5名)

【重点運営方針】

(1) 誰もが、誰に対してもていねいで温かい対応を実践する施設として、利用者へ敬意を払い、すべての関係者からの信頼を得られるようにしていく。

～虐待防止委員会、サービスの質の向上委員会等の取り組みを効果的に連動させながら意識向上に活かしていく。

～各部署のサービスマナー目標を設定し実践していく。

1階援助係「関わり、気配り、思いやり、忘れちゃいけない心のゆとり」

2階援助係「ホスピタリティマインド（目配り、気配り、心配り）を大切に」

医務係「丁寧な言葉遣い、話しやすい雰囲気」

調理係「相手を思いやる挨拶、相手を思いやる言葉遣い、相手を思いやる感謝の気持ち、相手を思いやる伝える気持ち」

事務所「気付きと聞く姿勢を忘れずに何時も笑顔で接しよう」

(2) 地域との継続的なつながり作りに取り組み、利用者が多様な人と関われるよう社会的な生活環境を提供し、地域住民としての意識を持てるように関わる。同時に様々な地域関係者・ネットワーク・団体と信頼関係を築き、あらゆる機会を通じて法人及びさつき荘の公益性を還元していけるよう努めていく。

～むらやまえ生活相談所の機能強化、中間的就労の継続受け入れ

～地域支援体制の拡充（居宅生活訓練、就労支援、受入機能体制の強化）

～社会福祉法人連絡会や富士見町福祉施設連絡会他、地域ネットワークへの積極参加

～福祉協力員会、富士見町南地区自主防災組織等の地元住民との連携

～地域の小中高校との協働など、学校や子ども・若者とのつながりの推進や居場所作り

(3) 村山荘との連携体制や情報共有を強化し、職員間の共通認識のもと、両施設の特色を保持しつつも中長期的な方向性の協議を行い、事業の効率的など様々な相乗効果を活かせるよう日常的交流を図る。

～合同研修、合同イベント、地域活動等の連携、交換研修、両施設リーダー層による運営ビジョンの意見交換など。

【重点サービス計画】

① 一歩足を踏み入れたらなんだかホッとさせるさつき荘を提供する

引き続き誰にとっても居心地の良い雰囲気を目指す。職員同士の密なコミュニケーションを原動力に、より質の高い専門性に基ついた自立支援を全職員が提供する。

具体的行動・職員同士の報告、連絡、相談とそれを具体化する行動

- ・村山苑あいさつ週間（富士見町のあいさつ運動にも参加していく）
- ・ていねいキャンペーン、ありがとうキャンペーンによる意識付け

② 個別支援計画の関係者との共有と、計画に沿った支援の充実

制度化された個別支援計画について、丁寧に利用者の希望を聞き取りアセスメントしながら作成し、福祉事務所、同意を得たご家族と計画内容を共有する。また、計画に沿って充実した支援を実行していくために、利用者に関わりをなるべく確保できるようにする。

具体的行動・利用者本人だけでなく関係者にも伝わる計画書の立案、共有

- ・利用者ひとりひとりの状況に応じた支援目標のP D C Aサイクルの実施（提案・立案、実行、モニタリング）
- ・職員の業務バランスや優先順位、時間配分、効率化の意識付け

③ 自立支援の更なる促進

能力と希望のある利用者の生活訓練のため、居宅生活訓練の事業継続を目指す。生活能力が高い利用者は就労の可能性を検討できるケースが多いため、生活訓練と並行して就労に向けての支援も視野に入れる。生活訓練、就労支援等、個々に合った生活の安定を維持しながら専門機関と連携して取り組む。

具体的行動・日常生活自立支援（金銭管理・服薬管理等）、学習クラブでの意識付け

- ・荘内生活訓練、荘外生活訓練の段階的实施
- ・居宅生活訓練の計画的実施と就労支援のニーズ掘り起こし

【施設・設備整備計画】

① ライトコート排水工事[当初予算計上～業者と打ち合わせながら対応]

② 作業室エアコンの入れ替え[固定資産：当初予算計上～夏前に実施]

③ 災害時用ラップ式簡易トイレの買い増し[当初予算計上～下半期]

④ 会議用テーブル、食堂イス・テーブルの入れ替え[検討を進めながら補正予算で対応]

⑤ S P ポンプの修繕[予算計上は保留、状況を見つつ対応]

a. 救護施設居宅生活訓練事業

【重点運営方針】

より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、利用者の可能性と長所を見出し、円滑な居宅生活の移行を支援する。施設機能強化推進費事業として継続実施していけるよう訓練物件3部屋を計画的に活用し、短期訓練にも柔軟に対応していく。

【重点サービス計画】

- ① 一時入所用個室の空き期間を活用して荘内における生活自立訓練を実施し、単身生活のイメージを具体化しながら課題を整理する。～「荘内生活訓練」
- ② 近隣借り上げアパートを使用し、短期間の体験的アパート生活訓練を行うことで、長期訓練へ向けた目的意識の確認や目標設定につなげる。～「荘外生活訓練」
- ③ 近隣借り上げアパートを使用し、地域における実践的な生活訓練を計画的に行いつつ、地域移行へ向けた具体的な支援や調整を行う。～「居宅生活訓練」
- ④ 専任担当者と本体事業の各部署、各担当職員との連携を密にし、訓練対象者のニーズ発掘、効果的なプログラムの策定やモニタリング方法などを整備しそれぞれの状況に応じて段階的に取り組んでいく。
- ⑤ 地域移行後のアフターケア（訪問、電話相談等）を実施する。

b. 東京都保護施設一時入所事業

【重点運営方針】

一時的に居宅生活が困難になった方が利用することにより、心身の安定、生活リズムや生活環境の改善等を図り、引き続き居宅生活が継続出来るように取組む。また、社会的入院患者に施設生活を体験してもらうことにより、入院生活から施設生活へと繋げ社会的入院の減少に貢献していく。生活相談所等において、一時入所を必要としている方への対応も行っていく。

【重点サービス計画】

- ① 安心・安全・安寧な生活の場の提供を図る。
- ② その人本来の生活パターンの回復を図る。
- ③ 地域生活への移行及び居宅生活継続に必要な情報提供、相談の実施。

- ④ 地域の社会資源や関係機関との連携を図る。
- ⑤ 迅速な受け入れ対応のための体制の整備。

(3) むらやまえん生活相談所 東村山市富士見町2-7-5

【重点運営方針】

生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉に関するニーズと、サービス内容や行政区分を超えて社会資源を結びつけることにより地域福祉に貢献する。また、中間的就労及び「はたらくサポートとうきょう」の受入窓口としても機能し受入施設と連携する。相談員2名の専任体制でソーシャルワークを実践していく。

【重点サービス計画】

相談者自身及び地域住民・行政・民生委員等の情報や出向いての情報により、要援護状態の方の相談を受けて支援する。「暮らしの相談ステーション」とも連携していく。状況に応じて、各施設の協力も得ながら、経済的支援（現物給付による）を行う。市内の関係機関と連携と取り、会議等の参加もしながら、地域との信頼関係を築き、地域福祉に貢献していく。

3 保 育 事 業

【保育所運営方針】

昨今の子どもを取り巻く情勢については、令和6年の出生数が68万人となり、又、合計特殊出生率は1.15となり統計開始以来ともに過去最低を更新する数字となる。急速に少子化・人口減少が進むなかでこども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、幼児期までの子どもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する様々な政策を推進している。政策の中のひとつ「こども誰でも通園制度」が本格実施される。また、令和8年度は保育所保育指針等の改定に向け議論が佳境を迎える。前回の改定後にこども基本法の成立やこども家庭庁の発足、「こども大綱」「はじめての100カ月の育ちビジョン」等が策定され、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い教育・保育を保障されるよう検討が進められている。少子化、人口減少が進み、「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へと政策転換し、これまで以上に保育所への期待や、保育の質を支える人材の確保・定着についても重要課題としている。

- ・安全計画に基づく訓練の実施、BCPに基づいた研修と訓練を計画的に行い、安全管理の意識の向上に努める。
- ④ 人材確保については引き続き最重要課題として位置づけ採用と離職防止の両面から取り組んで行く。
- ・各団体主催の就職相談会へ参加のほか、実習生の受けいれだけでなくボランティア、職場体験等で保育に興味を持つ学生との繋がりを切らないよう数年先の人材確保へと繋げていく。
 - ・人材定着に向け、魅力ある職場づくり、ICT化システムをより活かし、業務負担軽減やノンコンタクトタイムの確保などの取り組みをより強化していくこととする。
- ⑤ 個人情報保護、SNSについて、園全体で意識を高め抜いには充分気をつける。
- ⑥ 苦情解決・東京都福祉サービス第三者評価結果から振り返りを行い課題の改善に努めると共に、更なる組織運営・保育の質の向上に努める。
- ⑦ SDGsの取り組みを、保育の一環として継続していく。
- ⑧ 中・長期修繕計画「建築物のライフサイクルコストと保全修繕について」に基づく修繕・設備改修を計画的に実施する。

【重点サービス計画】

(1) 保育の質の向上 (中期計画に基づき保育事業を実施する)

- ① 常に子どもの人権、人格を尊重、配慮行い、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い豊かな子どもの育ちのため、虐待防止に取り組む。
- ・「虐待防止への取り組み」にちては、虐待防止マネジャーを中心に継続し職員一人一人が意識を持ち、園全体で認識、共有し虐待防止に繋げる。
 - ・非常勤職員と一緒に内部研修や会議の中でのグループワークを行い、各自の保育を振り返り不適切保育は虐待に繋がるという意識を高める。
- ② 「保育所保育指針」に基づき、理念、中期計画、全体的な計画、年間指導計画・月案への繋がるある保育を継続的に進める。
- ・ひとりの子どもを全職員で保育をする姿勢を持ち、子どもたちが様々なあそびの経験を通し、心身ともにたくましく、意欲と主体性が育つよう心がける。
 - ・子どもの姿を見通した適切で豊かな経験の為に、年齢ごとの発達をとらえた PDCA サイクルの実施。

- ・「とうきょうすくわくプログラム」の実施をしていく。
- ・OJT・個別研修の充実を図るとともにオンライン研修を園内研修とし職員の学びの場を拡げ更なる保育の質の向上に向け取りくみを行っている。
- ③ 5歳児から1年生までの2年間のカリキュラムを活用し、小学校に向けての滑らかな接続を図る。
- ・保幼小連絡会での情報収集や近隣の小学校との交流の機会をつくる。
- ・「就学支援シート」や「児童保育要録」等を有効に活用していく。

(2) 保護者支援

- ① 保護者との信頼関係の構築、保護者同士の繋がりづくりの機会に保育の発信をする。
 - ・懇願会や保育参加、園見学で子どもの姿を実際に見て頂き、安心、安全である環境作りを行っていく。
- ② 気になる子への対応・児童虐待防止への対応、メンタルヘルス上の不安のある保護者への対応について園全体で共有し寄り添った支援を行っていく。
- ③ 保護者からのご意見、東京都福祉サービス第三者評価結果を踏まえ自園の強みと課題を抽出し、課題の改善、強みの強化を図り更なる保育の質の向上に努める。

(3) 地域支援

- ① 地域の中の保育園として、保育園の持つ専門性を資源として活用し地域の子育て支援に地域一時保育委員会を中心に地域支援活動を検討し、地域と繋がる取り組みを園全体で取り組んでいく。
- ② 実習生・ボランティア・職場体験を積極的に受け入れ、次世代育成を図る。

【目標利用率】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 100% | 100% | 100% |

一時保育事業（ことり）

【重点運営方針】

就業のほか一時的に家庭での保育が困難な家庭等、育児に悩みを抱えている家庭も多くなっている。育児に悩み、育て方が解らないといった保護者、それを支えている祖父母等の相談支援の場となり地域と園を繋ぐ窓口となるよう、園全体で協力し地域

の中の保育園として子育ての発信基地としての役割を担っていく。

【重点サービス計画】

1. 子どもが安心して過ごせる場の保障
2. 保護者が安心して預けられるサービスの提供
3. 地域と保育園を繋ぎ、子育て相談支援の場としての役割を果たしていく。

【目標利用数】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 6人/日 | 4人/日 | 6人/日 |

【設備・備品整備計画】

令和8年度における主たる設備・備品整備計画は以下の通りである。

各保育室壁の塗装修繕

エアコンの掃除

パソコン入れ替え 4台

Iパット購入 3台

園庭おもちゃ倉庫入れ替え

(2) ふじみ保育園 東村山市富士見町 2-7-5

定員 100名 ・延長保育

【重点運営方針】

(1) 3年後を見据えた土壌づくり

法人理念、ふじみ保育園の理念を浸透させる。

子どもを取り巻く状況の変化に目を向け「保育の質の向上」のため、保育4園が連携し同じビジョンに向けての土壌づくりのために『各園の職員の4園内と交流をする』『職員の定着に向けてアンケート等の実施に取り組む』『人材育成プログラムを作成する』を1年目の柱とする。

園児・保護者、家族に対し常に人権を尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔・挨拶を心がけて接していく。

人材確保・育成・定着に向けた取り組みの継続実施。

- ・ 保育園フェア、就職フェア(村山苑)等の開催で、人材確保の継続。
- ・ ボランティアを受け入れ、人材確保に繋げる。(2月現在実習生の受け入れなし)
- ・ 職員の資質向上に向け、「個人研修計画・評価シート」による主体的な学びの充実。
又、職員間で学を共有(内部研修の充実・外部研修の報告・共有・活用)
- ・ ICT化をさらに促進し、業務の軽減化を図り、人材確保・定着に繋げる。
- ・ 苦情解決・第三者評価結果の課題改善に努め、質の向上を図る。
- ・ 保育を通してSDGsに向けた取り組みを行っていく。

※私たちが出来ることを考え、行動していく。

【重点サービス方針】

I. 保育サービス計画

(1) 保育の質の向上

- ・ 年齢ごとの発達の理解：年間カリキュラムの活用、発達理解を共有し保育の充実を図る。
- ・ 虐待防止の徹底：職員の子どもに対しての虐待防止の徹底を図る。(虐待防止チェックを個人チェックは年4回、毎年実施。内部研修による互いの気づきをグループワークにて話し合い個々の振り返りに生かし、組織的に継続実施していく内部研修は年1回実施)
- ・ 保護者による虐待防止を早期発見し、各関係機関と連携し、児童虐待防止に努め育児不安を抱える家庭支援を進める。
- ・ 事故防止の徹底：シミュレーション・KYT実施、気づきヒヤリハット、事故報告の即座の共有、改善策の検討、課題の抽出、定期的なマニュアルの見直しを図る。
- ・ 個人情報保護の徹底：就業規則の第3章第9条及び第10条の厳守の徹底を図る。(年度初めにおいて、就業規則を配布しての説明を行い、厳守の徹底を喚起し、半期・年間の振り返り会議にて振り返りを行っている。引き続き浸透を深めるために読み合わせを行い、意識の向上を図る。)
- ・ 個人情報保護の徹底を各自が、徹底できているかの振り返りを年4回の虐待チェックリストの項目に新たに個人情報保護に関する項目を加えて実施する。
- ・ 接遇・個人情報保護に関する研修を実施し、職員の意識向上を図る。

・リスクマネジメント委員会にて、接遇マナーの実践研修を取り組んでいく。

(2) 保護者支援

・保護者理解：常に人権を尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔挨拶を心がけて接していく。保護者一人一人のあるがままの姿を受け止めた支援を心がけ、傾聴と共感を大切にしていく。

・要支援保護者のケア：関係機関と連携を図り、育児不安を抱える家庭の支援を進めていく。

(3) 地域支援 地域の子育て家庭に向けての支援をチームで取り組み充実を図る。

・東京都保育サービス推進事業に係る項目の100%実施。

・地域の子育て家庭の支援を村山苑の「トータルケアサポートむらやまえん生活相談所」とも連携を図り、進めていく。

【目標利用率】 0歳児3名（-6名）・1歳児15名（-1）

| 2023年度実績 | 2024年度見込 | 2025年度目標 |
|----------|----------|----------|
| 103% | 103% | 100% |

【施設・設備整備計画】

エアコンのクリーニングまたは入れ替え（1階・2階に分けて実施）

(3) ほんちょう保育園 東村山市本町3-43-1

定員 100名
・延長保育
・一時保育事業 10名
・子育てひろば事業 在宅家庭の親子 10組

【重点運営方針】

(1). 3年後を見据えた土壌づくり

① 法人の基本理念のもと、一人一人が高い倫理観を持ち、すべては子どもの最善の利益に繋がることとして日々の業務に向き合う。

② 子どもを取り巻く状況の変化に目を向け「保育の質の向上」のため、保育4園が連携し同じビジョンに向けて取り組みを進めていく。

保育4園の3年後の未来を見据え「誰もが自分らしく輝ける保育園」をビジョンに掲げ、そこに向けての土壌づくりの1年目とする。

- ・ 4 園内での交流
- ・ 職員の定着に向けアンケート等を実施
- ・ 人材育成プログラムの作成

③ ほんちょう保育園の保育理念・保育方針を共有し、中期計画に基づいた単年度ごとの事業計画に沿って、一人一人が役割を意識した目標や課題を明確にする。

④ 納得感を持って取り組む事で、主体的に我が事として園の運営に参加できるよう「何のために、誰のためにやるのか、どこに繋がるのか」を明確する。

(2). 保育園の持つ専門性を地域に還元し、地域の中の保育園として役割を果たしていく。

(3). 安全計画に基づく訓練の実施(救急対応、不審者訓練、救急要請、事故防止)、BCP に基づいた研修と訓練(感染症、食中毒)を計画的に行い、安全管理の意識の向上に努める。

(4). 人材確保については、採用と離職防止の両面から取り組む。法人本部・保育 4 園で連携を図りながら、各団体主催の就職相談会へ参加のほか、実習生の受け入れを積極的に行い入職へと繋げられるようにしていく。

(5). 個人情報保護、SNS の取り扱いについて、園全体でより一層認識を深め意識を高める。

【重点保育サービス方針】

(1)保育の質の向上

① 子どもの人権、人格を尊重した豊かな子どもの育ちのために、虐待防止に取り組む。

- ・ リスク委員会での「虐待防止への取り組み」について虐待防止マネージャーを中心に継続し、園内で常に話題にすることで一人一人が意識を持ち、お互いに気遣える職場環境から虐待防止に繋げる。

- ・ 非常勤職員と一緒に内部研修や会議の中でのグループワークを定期的に行い、各自の保育を振り返り不適切保育は虐待に繋がるという意識を高める。

- ・ 子どもや保護者の変化に目を向け、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には速やかに関係機関との連携を図る。

② 保育所保育指針に基づき、理念、中期計画、全体的な計画、年間指導計画、短期計画への繋がりある保育を継続的に進める。

- ・ 子どもの姿を見通した適切で豊かな経験のために、年齢ごとの発達をとらえ PDCA サイクルに則った継続性のある保育を計画的に積み上げる。

- ・ 異年齢での自然な関わりの機会と計画的な活動に取り組み、園全体で異年齢活動の具

体的な子どもの育ちを共有し保育の質の向上に繋げる。

- ③ ケアセンターとの合築のメリットを最大限に生かせるよう、世代間交流の充実を図っていく。

・ケアセンターと保育園共有の交流ボードを活用し、日々の中で自然な交流を行なうと共に行事での計画的な交流を継続していく。

・感染症の流行等の状況の変化の中でも、園生活がより豊かなものになるよう、ケアセンターの窓越し等工夫して交流していく。

・保育の中での SDGs について、身近な「食」を入口に生物の循環について、年齢に相応しい内容を工夫し取り組んでいく。

- ④ 「5歳児から1年生までの2年間のカリキュラム」を活用し、小学校に向けての滑らかな接続を図る。

・保幼小連絡会での情報収集や近隣の小学校との交流の機会をつくる。

・小学生と交流の機会をもち、不安な気持ちを軽減し小学校に期待を持てるようにしていく。

・「就学支援シート」や「児童保育要録」等を有効に活用していく。

(2) 保護者支援

- ① 保護者との信頼関係の構築、保護者同士の繋がりづくりの機会のためドキュメンテーション等を活用し保育の発信をする。

・保育参加や園見学で子どもの姿を実際に見て頂く。また保育園に足を運ぶ機会をつくり、保育園に興味を持ち安心して預けられる保育園として役割を果たしていく。

- ② 子育てに不安のある保護者への対応等について、まずは信頼関係を築き、保護者に寄り添った必要な支援をすることが、延いては子どもの最善の利益につながることを共有し、園全体で取り組んでいく。

- ③ 保護者からのご意見、東京都福祉サービス第三者評価から自園の課題を抽出し、利用者の声を改善に繋げ、保育の質の向上に繋げる。

(3) 地域との繋がり

- ① 実習生や職場体験・ボランティアの受け入れを積極的に行う。

- ② 地域一時保育委員会を中心に地域支援活動を検討し、地域と繋がる取り組みを園全体で取り組んでいく。

【目標利用率】

| 令和6年度年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|-----------|---------|---------|
| 110% | 110% | 110% |

a. 一時保育事業(なのはな)**【重点運営方針】**

就業のほか一時的に家庭での保育が困難な家庭の中には、子ども家庭支援センター、母子保健といった市が窓口になり利用につながるケースが増えている。育児に悩み、育て方が解らないといった保護者、それを支えている祖父母等の相談支援の場となり地域と園を繋ぐ窓口となるよう、園全体で協力し地域の中の保育園としての役割を果たしていく。

【重点サービス計画】

1. 子どもが安心して過ごせる場の保障
2. 保護者が安心して預けられるサービスの提供
3. 地域と保育園を繋ぎ、子育て相談支援の場としての役割を果たしていく。

【目標利用数】

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 4.5人/日 | 4.6人/日 | 6.0人/日 |

b. 子育てひろば事業(ほほえみ子育て広場)**【重点運営方針】**

1. 親子の集いの場の提供事業の実施
2. 子育て相談事業の実施
3. 子育て啓発事業の実施

【重点サービス計画】

1. 地域の子育て親子に遊びに来てもらい、子育て親子同士が繋がれる場を作っていく。
2. 広報誌やホームページで、子育てに関する情報発信や行事へのお誘いをし、保育園に足を運んでもらい、気軽に相談等ができる地域の拠点となる。
3. 保育園の持っている専門性を活かした、子育て、栄養、保健相談等のほかイベント内容

の充実を図り、利用率を増やし交流の場を充実させていく。

- 4、地域の親子と保育園が繋がれるように、保育士がひろばに出向き出前保育の機会を継続していく。保育士と顔見知りになることで気軽に足を運んでもらえる地域の中の保育園としての役割を果たしていく。
- 5、保育園を身近に感じ、敷居の低い保育園として地域の親子が利用しやすいよう、令和8年度は開所時間を13:30~16:30とし多くの親子に利用して頂けるようにする。

c. 設備整備計画

- 1、厨房 スチームコンベクション入れ替え
- 2、園内階段1階側扉修繕
- 3、たんぼぼA保育室柵修繕
- 4、幼児保育室 机入れ替え

(4) ひよし保育園 国分寺市戸倉2-27-6

定員 80名 ・延長保育

【重点運営方針】

(1) 3年後を見据えた土壌づくり

- ① 法人理念、ひよし保育園の理念の言葉の意味を共通理解し、職員一人一人の役割を自覚し、協力し合い、理念を遂行していく。
- ② 保育4園の3年後の未来を見据え「誰もが自分らしく輝ける保育園」をビジョンに掲げ、そこに向けての土壌づくりの1年目とする
 - ・職員の50%以上が4園内で交流をする
 - ・職員の定着に向け（満足度）アンケートを実施する
 - ・人材育成プログラムを作成する
- ③ 入所する子どもの保護者の支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なうという使命の基、倫理観に裏付けされた専門的知識、技術及び判断をもって、ひよし保育園の特性を活かし、保育並びに保護者支援を行っていく。
- ④ 社会福祉法人の使命である地域貢献に向けて、国分寺市社会福祉協議会、社会福祉法人連絡会と連携を図り実地する（募金活動、フードドライブ、防災について等）
- ⑤ 小学校とそれぞれの教育・保育の特性を生かしながら連携し、子ども一人一人の育

ちと学びを連続的に支えていく。(国分寺市における幼保小連携事業の連携)

- ⑥ 保育フェア、4園フェア(村山苑)、就職相談会、実習養成校へのアプローチの継続
 - ・実習生・ボランティアを積極的に受け入れ、人材確保に繋げる
 - ・人事評価制度を実施し、個々の資質向上を目指す
(職務・キャリアアップ専門リーダー等の目標設定と役割の執行を含む)
 - ・内部研修の充実(外部研修の学びを内部研修として実施し、学びの共有化を図る)
 - ・ICT化推進で業務の軽減化、休憩時間・ノンコンタクトタイムを協力し合い確保する
 - ・「働きやすい職場宣言」を行い、働きやすい職場環境を整備していく
- ⑦ 児童虐待防止に努め、育児不安を抱える家庭の支援を関連機関と連携して進める
- ⑧ 苦情解決・第三者評価結果の課題の改善に努め、質の向上を図る
- ⑨ SDGsの取り組みを保育の一環として継続

【重点サービス計画】

- ① 国が策定した「はじめの100か月の育ちのビジョン」を推進していく。
- ② 子どもの人権・人格を尊重する保育の推進と共に、虐待防止の徹底を図る
 - ・園児・保護者、家族に対し常に人権を尊重し、親切丁寧を旨とし、言語態度には細心の注意を払い、笑顔・挨拶を心がけて接する
 - ・『保育所における虐待防止ブック』を基に虐待防止の徹底
 - ・『虐待チェックリスト』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』も併せ実施
 - ・人権に関する研修への参加し、虐待防止に関する、内部研修を実施
 - ・風通しの良い風土づくり：「偏愛マップ」「私のトリセツ」「緊迫シグナル」の実施
- ③ 「保育所保育指針」の基、「全体的な計画」、「年間指導計画」、「短期指導計画」の連動・PDCAサイクルを実施し、保育の質の向上を目指す
- ④ 苦情・第三者評価利用者の調査結果を踏まえ、自園の強みと課題を抽出し、強みの強化と課題の改善を図り、保育の資質向上に努める
- ⑤ 地域支援をチームで取り組み充実を図る
 - ・東京都保育サービス推進事業に関わる項目の100%実施や地域に開けた行事の実施
 - ・「学校訪問」「校庭さんぽ」「幼保小合同研修」「小学校参観保育園」等を行い、小学校との連携を図る。小学生交流の実施、「就学支援シート」や「児童保育要録」を

有効活用し移行の円滑化を図る

- ・「トータルケアサポートむらやまえん生活相談所」と連携を図り、支援を進める
- ・近隣の高齢者施設（デイサービスセンター日吉の里）との交流を継続
- ・地域型小規模保育所「藤田保育室」との協定で園庭開放や交流、支援を継続
- ・地域の子育て家庭へ園庭交流や誕生会へのお誘い、給食試食会等を継続
- ・地域の小学校との交流や中学生の職場体験等を受け入れ、実習生、学生アルバイト、ボランティア等次世代育成を実施
- ・国分寺市の基幹と連携を図り、研修等に積極的な参加を図る

⑥ 「とうきょうすくわくプログラム」を引き続き、実施する

【目標利用率】

| 2024 年度実績 | 2025 年度見込 | 2025 年度目標 |
|-----------|-----------|-----------|
| 98% | 101% | 103% |

【施設・設備整備計画】

- ・エアコン機械洗浄
- ・携帯電話 6 台
- ・iPad 5 台

4 障害福祉サービス事業

【障害福祉サービス事業 運営方針】

令和 6 年度の報酬改定で示された「地域生活の実現」および「質の高いサービス提供」の定着を図るとともに、令和 9 年度の次期報酬改定を視野に入れた経営基盤の更なる強化に取り組む。特に、本年度より本格始動する「就労選択支援事業」を円滑に運営し、利用者が主体的に進路を選択できる体制を構築する。また、多様化するニーズや物価高騰等の社会情勢に対応し、持続可能な事業運営を目指していく。

就労継続支援 B 型事業では、人員配置基準「6：1」を維持し、専門性の高い支援を通じて月平均工賃 35,500 円以上の工賃支給達成を目指す。高齢化や障害の重度化・多様化に対

し、個別の支援計画を深化させ、誰もが安心して働ける環境を整備する。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業では、一般就労への移行率向上と、就労後半年以上の定着を最優先課題とする。新規利用者の確保に向けた広報活動を強化するとともに、企業や関係機関とのネットワークを再構築し、職場定着に向けた伴走型支援を徹底する。

【新規】就労選択支援事業では、就労アセスメントの手法を用い、利用者が自身の強みや適性を理解し、A型・B型・一般就労等の適切な就労先を主体的に選択できるよう支援を行う。自治体やハローワーク、各支援機関との連携を密にし、地域における就労支援の中核としての役割を果たす。

組織基盤の強化として、次期報酬改定への対応と経営の効率化は喫緊の課題であり、令和9年度の報酬改定に向けた情報収集を行い、質の評価に応じた報酬体系への適応を進める。また、ICT活用等による事務作業の簡素化・標準化を推進し、直接支援時間の確保に努める。

BCP（事業継続計画）の実践として自然災害や感染症等のリスクに対し、BCP訓練を通じて検証と改善を図る。法人本部および他事業所との連携訓練を実施し、有事の際でも支援を途絶えさせない体制の維持を模索する。

また法人内障害者雇用（SDGs目標8への貢献）に当センターのノウハウを活用し、法人全体の障害者雇用の推進に取り組み、多様な人材が活躍できる職場環境の整備へ貢献する。

- (1) 福祉事業センター 東村山市富士見町2-7-5
- ・就労継続支援B型 定員65名
 - ・就労移行支援 定員15名
- 事業所番号：東京都指定 第1313600338号
- ・就労定着支援 事業所番号：東京都指定 第1313600908号
 - ・【新規】就労選択支援
 - ・障害者委託訓練事業

【重点運営方針】

福祉事業センターは、村山苑の基本理念を享け「働く喜びをすべての人に」という目標のもと、次の4点を事業運営における基本方針とする。

1. 働く機会を得ることにより、張り合いや生きがいを感じ、充実した豊かな生活を送れるよう支援し、自己実現へ向けた取り組みを行っていく。

2. 一人一人が能力を発揮し活躍できるよう、就労環境を整え、個々の可能性を追求しながら柔軟な個別支援を実施していく。
3. 地域社会から信頼される実績を蓄積していくことで、関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に貢献していく。
4. 職員は福祉サービスを提供する専門職としての自覚と誇りを持ち、果敢な実践を絶えず模索しながら、福祉サービスの質の向上を図る。

【重点サービス計画】

令和 8 年度は第三者評価結果報告（講評）も活かし、個々のニーズへ対応するための職員スキルの向上及び利用者個別支援体制の構築・就労定着を目指し、以下の項目に取り組んでいく。また BCP 計画に基づき感染症対策にも努めたい。

1. 就労継続支援 B 型における作業内容、時間、作業日調整などによる柔軟な支援体制の充実
 - ・利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成及び作業開拓
 - ・職員業務の適正化
 - ・確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
2. 就労移行支援における訓練活動の見直しによる効果的な利用者支援体制の確保
 - ・訓練活動の整理による支援過程の効率化
 - ・実践的訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備
 - ・就労定着支援事業利用に向けた周知活動と、支援体制の構築
 - ・他機関との連携による求職支援と定着支援の体系化
3. 就労定着支援における就労定着に向けた支援体制の確立
 - ・就労定着に向けた相談及び企業、関係機関への訪問、連絡調整等の実施
 - ・利用者に支援内容を記載した報告書「支援レポート」の提供を 1 月に 1 回以上行うこと
 - ・3 年を経過する対象者は、障害者就業・生活支援センター等への引継ぎの実施
4. 【新規】 就労選択支援における適切な進路選択に向けたアセスメント体制の構築
 - ・客観的評価ツールの導入と多角的なアセスメントの実施
 - ・本人意思を尊重した「意思決定支援」の充実
 - ・「アセスメント結果報告書」に基づく合意形成体制の構築
 - ・専門性向上への取り組み
5. 各種情報の収集、整理、共有と活用及び職員スキルアップの促進
 - ・状況把握、意向確認、動機づけ等の関わりや声かけの実施

- ・障害特性等に応じた研修、職場体験の実施
- ・職員間や部署間における日常的情報共有体制の確立
- ・事故・トラブル・苦情等のリスク対応

【施設・設備整備計画】

令和8年度は、耐用年数を超えた設備交換や経年劣化による工事を実施していく。

- ・ガスヒーポン室外機交換工事
- ・1階厨房整備（シンク修繕 食器消毒保管庫交換）

a 就労継続支援B型

【重点運営方針】

作業時間（9:30～16:30）における柔軟な利用者支援体制の充実

- ・利用者の障害特性や個別状況に対応できる日課編成
 - ～朝夕の時間的余裕や休憩時間の間隔調整で、負担軽減と集中力持続支援
 - ～工賃計算と作業時間の柔軟な対応で、個別支援体制の確立
 - ～状況把握・声かけ・相談等で、意欲向上・安定保持・リスク軽減
- ・職員業務の適正化
 - ～検品・片づけ・準備・記録・事務処理等に係る時間の確保
 - ～打合せ・情報共有による連携体制の強化
 - ～業務分担の見直し・検討
- ・確実な品質維持による作業確保及び適正な作業量の維持
 - ～信頼蓄積による安定した作業の受注、手空きの回避
 - ～利用者適性とキャパシティに合わせた作業内容の調整
 - ～丁寧な説明と指導によるやりがいの持てる生産活動の提供

【重点サービス計画】

作業科目：腕時計部品の計数・包装・梱包・送品業務

ダイレクトメール等の封入・封緘・ラベル貼り

産業用ハーネス、電子部品、カー用品の加工・包装

箱折り・組立て、CDの封入・封緘作業、環境整備、その他

主要取引先：シチズン時計㈱・シチズン時計マニュファクチャリング㈱・JAE八紘㈱・

(株)フジックス・(有)アサオ製作所・(有)ワイエス・サービス・(株)音研

(株)ポストインターネットワーク・(有)同栄情報企画・ハトホーム・村山苑

作業日 : 年間 250 日

作業時間 : 原則平日 9 : 30 ~ 16 : 30 土曜日 (月 1 回) 9 : 30 ~ 12 : 00

売上目標 : 月額 225 万円 (年額 2,700 万円)

目標工賃 : 月額平均 35,500 円

職員体制 : 目標工賃達成指導員 1 名、職業指導員 8 名、生活支援員 4 名 (6 : 1 配置)

【目標利用率】: 対定員比率

| 令和 6 年度実績 | 令和 7 年度見込 | 令和 8 年度目標 |
|-----------|-----------|-----------|
| 74.6% | 69.7% | 80.0% |

b 就労移行支援

【重点運営方針】

訓練活動内容の見直し多様な障害のある方への支援体制の確保

支援の必要な方へ、就労定着支援事業と連携し職業の安定から雇用継続へ繋いでいく

地域福祉サービスへの貢献を考慮し、就労選択支援事業の開設を検討する

専門性を活かすため、訪問型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を検討したい

- ・ 外部訓練活動の効率化を図る
 - ～法人内事業所業務の活用 (業務体験実習の実施)
 - ～変則的活動や不測事態にも対応できる内部体制の確立
 - ～実習としての新規外部活動 (農福連携等) の模索
- ・ 訓練ツールの活用等、実効性のある内部活動の整備と強化
 - ～ワークサンプル等を用いたアセスメント・モニタリング機能の確立
 - ～各種規程 (評価) 関係の見直し・検討
 - ～就労スキル獲得に向けた、利用者向け研修や講習の開催
- ・ 社会資源の活用、連携による求職支援と定着支援の体系化
 - ～支援計画会議の実施から、関係諸機関との経過共有と連携を図る (4 回/年を限度)
 - ～就労安定に向けた就労定着支援事業の活用
 - ～社会資源を活用した生活支援の強化

【重点サービス計画】

就職者数 : 4名以上 (定員の25%以上)

支援内容 : 基礎訓練 (ルール、マナー、社会性、体力、身だしなみ、意識付け等)

学科訓練 (PC入力、計算、音読、書類記入等)

模擬訓練 (事務補助、部品加工、所内清掃、訓練ツール活用等)

生産活動 (部品加工、清掃業務)

施設外活動 (農家、特別養護老人ホーム、保育園でのボランティア活動)

実践活動 (職場見学、職場実習、各種研修、講習の参加)

就職活動 (支援機関、ハローワーク、面接、契約)

定着支援 (企業訪問、電話連絡、来所相談、家庭訪問、就労定着支援の活用)

訓練日 : 年間250日

訓練時間 : 原則平日9:30~16:00 土曜日(月1回)9:30~12:00

訓練期間 : 原則2年間(状況により3年間)

施設外支援 : 面接会や職場見学、職場実習等の求職活動に必要な外部活動を実施

取引先 : 救護施設村山荘(館内清掃業務委託について施設外活動としてユニットで実施)

前田医良株式会社

職員体制 : 就労支援員1名、職業指導員2名、生活支援員1名(6:1配置)

【目標利用率】: 対定員比率

| 令和6年度実績 | 令和7年度見込 | 令和8年度目標 |
|---------|---------|---------|
| 87.9% | 83.3% | 80.0% |

c 就労定着支援

【重点運営方針】

就労継続支援B型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者の就労定着を図る。

- ・定期的な相談を行い、就労上の悩みや課題の解消等に努める。
- ・企業や関係諸機関との連携を強化し定着に向けた支援体制の充実を図る。

【重点サービス計画】

就労定着率: 80%以上

支援内容 : 相談・企業訪問 月1回以上の対面（またはテレビ電話等）支援の実施
支援内容を記載した報告書「支援レポート」の提供を月1回以上行うこと
定着支援連携促進として本人、関係諸機関と会議等（4回/年を限度）を実施
相談日 原則第3土曜日（必要に応じ随時対応）
企業訪問等 随時
その他、定着支援に必要な事項

対象利用者：就労継続支援B型及び就労移行支援等を通して一般就労した障害者

職員体制：就労定着支援員1名

d 【新規】就労選択支援

【重点運営方針】

本人意向を尊重し、作業体験等を通じた客観的なアセスメントを行うことで、一般就労や各就労支援サービスの中から、本人の適性に合った適切な進路選択できるよう支援する

- ・本人の意向尊重と中立・公正な意思決定支援の徹底
- ・多角的なアセスメントによる質の高い評価と根拠の提示
- ・関係機関との緊密な連携による地域支援ネットワークの構築
- ・専門性の向上

【重点サービス計画】

支援内容：当事者（計画相談事業所担当等）から「就労選択支援事業利用」に基づき下記の流れに沿ってサービス提供を実施します。

1. 市町村に相談・申請：障害福祉窓口で利用希望を伝え、申請実施。
2. 調査・支給決定：本人の状況や希望を調査し、サービス利用が認められる（受給者証の交付）。（以下3～5について就労選択支援事業所が行う）
3. 就労アセスメントの実施：作業体験や面談を通じて評価を実施する。
4. ケース会議の開催：支援機関や家族と連携し、進路や支援内容を検討を行う。
5. 結果の共有と選択支援：アセスメント結果を本人に説明し、希望に沿った支援サービスを選べるよう支援を行う。

対象利用者：身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者

職員体制：就労選択支援員

e 障害者委託訓練

【重点運営方針】

職業能力開発促進法に基づく障害者委託訓練事業の受託機関としてのエントリーを継続する。地域の障害者の利用方法の一つとして、本体事業との連動により支援機能を拡大し、積極的に開放することで雇用・就業の総合的支援を目指す。

【重点サービス計画】

委託元：公益財団法人 東京しごと財団

訓練コース：知識・技能習得訓練コース

訓練期間：半期ごと2回程度、各1～3名、各1～2ヶ月（80～180時間）

訓練内容：就労移行支援、就労継続支援B型における活動を基本とした作業系訓練

5 生活困窮者就労訓練事業

平成29年度から実施している生活困窮者認定就労訓練事業及び「はたらきたいけどはたらきにくい人」の為の「はたらくサポートとうきょう」事業は、引き続き、支援状況を法人全体に周知することによって、職員の理解を深め、救護施設を中心にして、生活相談所の相談員が受け入れ窓口となり全事業所での受け入れを行えるよう取り組みを広げていく。

Ⅲ 法人共通事項

1 サービスの質の向上への取り組み

「サービスの質の向上委員会」では、委員会立ち上げの初年度は、『いいね！おいしいね』と称し、各施設の見学を実施し、各施設の良い点・見直した方がよい点をその場で伝える取り組みを行った。2年目は、引き続き『いいね！おいしいね』を法人全体の取り組みとしての『虐待根絶』の取り組みの一環として行った。令和7年度は、更に、各施設の職員を巻き込んでの施設体験を行うことを実施し、受け入れ施設からも出向いた職員からも好評であった。令和8年度も引き続き体験を行うことで、法人の職員同士がコミュニケーションを図ることで開かれた施設を目指し、風通しのよい施設を目指す。その他には、第三者委員の施設訪問を定期的に行い、「サービスの質の向上」・「虐待防止」・「働きやすい職場環境」を目指す取り組みを行っていく。

また、社会福祉法人村山苑のリスクマネジメント実施要綱等に基づいたリスクマネージャー、虐待防止マネージャーの配置で、事故・ヒヤリハットの分析及び再発防止策の検討や虐待防止に係る取組みを一層進める。苦情については、希望要望を含めたご意見として「ないことがよい」と思わず、いろいろな方からのご意見に耳を傾けていく。

2 福祉サービス第三者評価の受審

施設ごとの令和8年度の福祉サービス第三者評価受審予定は下記のとおりである。

| 施設名 | 受審予定時期 | 施設名 | 受審予定時期 |
|-------------|--------|----------|--------|
| ハトホーム | 9月 | 福祉事業センター | 6月 |
| 第2ハトホーム | 8月 | つぼみ保育園 | 10月 |
| ほんちょうケアセンター | 9月 | ふじみ保育園 | 9月 |
| 村山荘 | 7月 | ほんちょう保育園 | 9月 |
| さつき荘 | 9月 | ひよし保育園 | 10月 |

3 地域への取組

社会福祉法人は、福祉サービスの安定供給事業体としての機能以外にも、公益性の高いその性格により、能動的な地域社会への関与と地域福祉への貢献が求められている。社会福祉法においても社会貢献活動の義務付けなど地域における公益的な取組を責務としてい

る。村山苑では基本理念にある「共に生きてゆこうとする志」をもって地域と共に歩いていくことを法人運営の根底に据え、地域社会を支えていく存在としての取り組みを重点項目とする。このことは、SDGs 目標 11 に該当する。

令和 8 年度は、施設ごとの取り組みに追加して、法人としてイベントを開催するチームと多様な方の居場所作りを検討して始めるチームの 2 チームによる地域公益活動委員会で、職員が主体となって活動する取り組みとする。

- (1) 東京都地域公益活動推進協議会への参画とともに、東社協「はたらくサポートとうきょう」の登録事業所及び生活困窮者認定就労訓練の認定事業所として、各施設における生活困窮者等に対する中間的就労の場の提供
- (2) むらやまえん生活相談所での地域住民の相談支援の取り組み及び各施設との連携
- (3) 地域住民への資源・機能の還元（居場所作り）や地域向けイベントの実施（コドモナツまつり、ふりば）
- (4) 東村山市社会福祉法人連絡会での活動による市内ネットワーク構築及び「暮らしの相談ステーション」窓口の設置による地域公益活動の実施、フードドライブ、フードマーケット、フードパントリー等の「食料等支援事業」及び「お昼ご飯お届け事業」の実施
- (5) よろず市民活動協議会への参加
- (6) 富士見町福祉施設連絡会での活動による町内ネットワーク構築、地域ニーズ収集、見守りネット、あいさつ運動への参画
- (7) 「#護美プロジェクト」の継続実施
- (8) 富士見町の近隣施設及び自治会との消防相互応援協定による災害時の連携。
- (9) 東村山市と村山荘訓練棟、第 2 ハトホーム、ほんちょうケアセンター、国分寺市とひよし保育園、での福祉避難所としての受け入れ協定の締結により大規模災害時等に施設機能の開放。
- (10) 東村山市災害警戒区域の要支援高齢者への災害発生時の避難（緊急一時保護）に関する協定
- (11) 近隣小中学校、高校、福祉系養成校との連携により、実習生、ボランティア交流、職場体験の受け入れ推進、総合的な探究の時間（課題解決型学習）
- (12) 東村山市障害者自立支援協議会への参画
- (13) LSA 事業による本町地区全体の住民交流促進

4 職員研修及び福利厚生

(1) 法人研修

各施設において計画された内部・外部研修以外に、法人としての新規採用者向け研修、種別施設におけるサービス研究内容を発表する研修及びワークショップ型のテーマ研修、職務別研修等を以下の通り実施する。

【予定研修内容】

- ① 新任職員研修（3月） ～ 新任採用者及び準ずる職員
- ② ステップアップ研修（6月） ～ 障害者雇用職員（非常勤）及び施設担当者
- ③ 新任職員フォローアップ研修（7月）
- ④ 特定職種（看護師・栄養士・調理員）による情報交換を伴う研修（9月）
- ⑤ ミドルリーダー研修（10月） ～ 勤続年数5～10年による対象職員
- ⑥ テーマ別研修（11月）
- ⑦ フォローフォロー研修（12月） ～ 勤続年数2～3年による対象職員
- ⑧ 福祉サービス研究研修（1月）
- ⑨ キャリア促進・人事評価等に関するマネジメント研修
- ⑩ 事務研修（労務管理・会計等）

職員の資質向上、人材育成及び定着の観点からも、法人内他種別施設及び他法人との交換研修や他法人主催の研修会への参加、各種資格取得を奨励する。

(2) 職員福利厚生 本年度の職員福利厚生事業は、下記により実施。

① 永年勤続者表彰

10年勤続、20年勤続、25年勤続、30年勤続、35年勤続 40年勤続職員の表彰。

② 福利厚生事業の利用

社会福祉法人福祉厚生センター（ソウェルクラブ）及び財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターに加入、職員の福利厚生の向上を図る。

③ 職員のメンタルヘルスケアへの取り組み

法令に基づきストレスチェックを専門業者に委託実施し、事業所の労働環境を整える。ストレスチェックの組織診断レポート結果を職場環境整備に反映する。

心の健康計画の策定と相談体制（無料カウンセリング）の周知。

④ 選択制企業型確定拠出年金制度

5 情報公開【HP・広報誌】

社会福祉法人には、法人の経営状況や施設状況等を地域社会に情報公開することが使命となっている。村山苑はこの使命をはたすべく、ホームページの開設と広報誌「村山苑だより」の発行を行うことにより情報の開示を行っている。ホームページについては、随時更新し法人の新着情報や採用情報を掲載、他機関との協力体制、リンク先の開拓等を図るとともに、広報誌についても関係諸機関等への配布を行い、法人の活動状況等が閲覧できる環境づくりを構築していく。又、フェイスブック、ユーチューブ等で施設の様子などを常に公開していく。法人の魅力発信を人材確保にも繋げるよう、広報委員会として職員が中心になってショート動画の公開等の活動をする。

ホームページ及び広報誌への主な掲載内容は次のとおりとする。

(1) ホームページ（随時更新）

- ① 村山苑の沿革
- ② 役員及び組織 定款 役員報酬規程
- ③ 法人経営施設紹介及び行事予定等（各“お知らせ”ページ）
- ④ 事業計画及び事業報告
- ⑤ 予算及び決算報告
- ⑥ 法人現況報告
- ⑦ 苦情受付報告・第三者評価結果報告

(2) 法人広報誌（年3回発行）

- ① 事業計画及び事業報告
- ② 予算及び決算報告 寄付金等の報告
- ③ 法人及び施設の事業・行事等の紹介
- ④ 職員研修の報告
- ⑤ 永年勤続表彰者、資格取得者等の報告
- ⑥ 寄稿

6 主な施設行事予定

- 法人
 - ・理事会 R8.6/4、8/21、11/20、R9.2/26、3/26
 - ・評議員会 R8.6/23、R9.3/26
 - ・監事監査 R8.5/28
 - ・役員評議員施設長合同研修 R8.8/21

■救護施設（村山荘・さつき荘共通）

- ・ふれあいゲートボール大会(4/25)
- ・サービス推進費事務説明会(5/15) ・ 関救協研修(7/2～3)
- ・救護合同研修(8/6) ・ 全救協研修(10/22～23)
- ・救護部会研修(11/26)

■高齢施設

◎ハトホーム

- ・家族懇談会(6/28) ・ 盆法要(7/22)
- ・夏まつり&花火大会(7/22) ・ 敬老行事(9/21)
- ・彼岸法要(9/16、3/17)

◎第2ハトホーム

- ・家族懇談会(6/28) ・ 盆法要(7/8) ・ 夏まつり&花火大会(7/22)
- ・敬老行事(9/21) ・ 彼岸法要(9/16、3/10) ・ 大運動会(10/21)

◎ほんちょうケアセンター

- ・菖蒲見学(6月) ・ 紅葉狩り(11月) ・ 餅つき(12/17)
- ・忘年会(12/24～25) ・ 初詣(1/5～10) ・ 節分行事(2/3)
- ・お花見(3月)

■障害施設

◎福祉事業センター

- ・レクデー(6/20、11/21) ・ 慰労会(8/7)
- ・震災・BCP訓練(9/11) ・ 利用者健診(9/17)
- ・日帰り旅行(10/2) ・ 慰労会(12/11)

■保育所

◎つばみ保育園

- ・お泊り保育(5/15、16) ・プール開き(6/11)
- ・しいのみお泊り保育(7/3、4) ・なつまつり(7/18) ・運動会(10/17)
- ・芋ほり(10/22) ・つばみ劇場(12/11) ・もちつき(12/16)
- ・おたのしみ会(12/24) ・新年のつどい(1/7) ・卒園式(3/13)

◎ふじみ保育園

- ・春まつり(4/25) ・お泊り保育(5/22～23) ・プール開き(6/3)
- ・しいのみお楽しみ Day(7/17) ・運動会(10/17)
- ・芋ほり(10/23) ・焼き芋(11/9)
- ・クリスマス会・誕生会(12/22) ・もちつき(12/18)
- ・卒園式(3/13)

◎ほんちょう保育園

- ・お泊り保育(5/22、23) ・夏まつり(7/16、17)
- ・敬老のお祝い(9/18) ・運動会(10/17) ・芋ほり(10/23)
- ・おたのしみ会(12/11) ・もちつき(12/16)
- ・クリスマス会(12/23) ・卒園式(3/13)

◎ひよし保育園

- ・プール開き(6/9) ・マス掴み(6/25) ・七夕のつどい(7/7)
- ・夏まつりごっこ(7/9) ・引き取り訓練(9/1)
- ・運動会(10/10) ・幼児お楽しみ会(12/5)
- ・もちつき(12/18) ・クリスマス会(12/23)
- ・新年のつどい(1/6) ・節分のつどい(2/3) ・卒園式(3/13)

社会福祉法人村山苑 倫理綱領

社会福祉法人村山苑は、法人の基本理念の具現化と福祉関連法令を遵守するとともに、その専門的な役割を自覚し、自らの使命を果たすよう努めます。

1. 基本的使命

私たちは、社会福祉の原理・原則の下、利用するすべての人の安心、安全な生活の保障及び地域に根ざした福祉活動を実践することを使命とします。

2. 社会規範の遵守

私たちは、関連法令並びに社会生活を営む上での社会的規範を遵守します。

3. 情報公開

私たちは、社会福祉活動に関する情報を適切に公開します。

4. 環境対応

私たちは、利用するすべての人に対して、より良い福祉サービスを提供するため、環境の問題について社会と責任を共有し実行します。

5. 社会貢献

私たちは、公共益に資する活動として、社会福祉法人としての継続的な事業運営を行うとともに、地域社会の一員として、積極的に社会貢献活動を行います。

6. 就業環境の整備

私たちは、全ての職員がその能力を発揮できるように就業環境の整備に努め、働きやすい職場環境をつくります。

7. 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固たる態度をとります。

8. 公私の分別

私たちは、公私の分別を明確にして、利用するすべての人からの信用失墜及び法人財産の不正使用、損失を防ぎます。

9. 組織倫理の徹底

経営者及び管理者は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、法人全体に周知徹底します。また、法人内外の声を常時把握し、意志疎通を深

め、実効のある法人体制整備を行うとともに、組織倫理の徹底を図ります。

10. 問題解決

本綱領に反する事態が発生したときには、経営者及び管理者自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、その事実関係を明確にし、原因の究明と再発の防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報公開と説明責任を遂行し、社会にも十分理解される形で事態の解決を図り、権限と責任を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行います。

社会福祉法人村山苑 行動規範

私たち社会福祉法人村山苑は、法人の倫理綱領に基づき本行動規範を定め、基本理念とする「福祉サービスを必要とするすべての人々に対し、その人の人格の尊厳を守り、その人の環境、年齢及び心身の状況に応じて本来的な生活を築き、生命の輝きを見出すことのできる福祉サービスの提供」の実現を目指します。

1.個人の尊厳

私たちは、利用するすべての人の生命・身体の安全及び自由に対する権利を最大限に尊重し、利用するすべての人一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2.人権の尊重

私たちは、利用するすべての人に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言はもとより、直接・間接を問わず、利用するすべての人に身体的および精神的な苦痛を与える行為は行いません。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用するすべての人の人権を守るため毅然と対応します。

3.安心・安全な暮らしの提供

私たちは、利用するすべての人一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊び、励ましと称賛を忘れず、利用するすべての人が安心・安全な生活と誇りを持てる環境を利用するすべての人とともにつくります。

4.自己選択・自己決定権の尊重

私たちは、利用するすべての人に積極的に情報を提供し、自らが選択、決定したことを尊重し、行動できるように対応します。

5.満足度の高いサービスの提供

私たちは、援助者・支援者であるという専門職としての意識を持ち、利用者本位の福祉サービスを提供するとともに、利用するすべての人の財産を守り、それらの権利がおかされることを防ぎます。また、利用するすべての人のプライバシーの保護に努め、福祉サービスの遂行に際して得た個人情報、守秘義務を遵守し、みだりに漏洩することなく適正に管理します。

6.社会参加の推進

私たちは、利用するすべての人の市民としての権利を守るとともに、地域の中で地域社会の成員としての役割を担い、社会資源の活用等を通じて、利用するすべての人の社会参加の支援及び地域の人々や関係機関とのネットワークづくりなど、地域福祉の向上に努めます。

7.専門的な支援

私たちは、援助者として必要な専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、常に自らの人間性や専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

8.組織倫理の徹底及び実践

私たちは、組織における倫理的行動の徹底及び実践を図ることにより、法人の持続・発展に寄与します。